

仙台商工会議所 ウェブページバナー広告 掲載取扱規程

【 趣旨 】

第1条

この取扱規程は、仙台商工会議所（以下「仙台 CCI」という）がインターネット広告掲載の運用に必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この取扱規程に基づき判断を行うものとする。

【 広告の種類及び範囲 】

第2条

仙台 CCI ウェブページのトップページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。（詳細は「仙台 CCI ウェブページバナー広告 掲載基準」に記載）

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 関係法規に違反するもの
- (3) 誤解を与える恐れがあるもの
- (4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがあるもの
- (5) 虚偽があると考えられるもの
- (6) 広告主以外の事業者・商品・サービス名・企業広告が掲載されているもの
- (7) 仙台 CCI の業務と誤解・競合、あるいは仙台 CCI の業務に支障をきたすもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと仙台 CCI が認めるもの

【 広告の規格 】

第3条

広告の規格は次のとおりとする。

〔 サイズ 〕

縦 60 ピクセル×横 180 ピクセル

〔 画像形式 〕

GIF（アニメーション不可）、JPEG

〔 容量 〕

20KB 以内

【 広告を掲載するページ及び位置 】

第4条

広告を掲載するページは仙台 CCI ウェブページのトップページとする。

2. 広告の配置は、仙台 CCI が定める。

【 広告掲載の対象者 】

第5条

この規程で定める広告掲載の対象者は、仙台 CCI 会員・非会員を問わない。

【 申し込み数 】

第6条

1 事業所につき、申し込める掲載枠は、原則1枠とする。子会社・関連会社等については、掲載可否は仙台 CCI にて別途判断する。

【 掲載期間 】

第7条

広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1カ月単位とし、最短1ヶ月、最長12ヶ月とする。ただし、広告枠に空きがある場合更新することができる。

2. 毎月の広告掲載の開始日は月内第1営業日（土日祝日を除いた、月内1日目）終了日は月内最終営業日（土日祝日を除いた、月内最終日）を原則とする。ここでいう営業日とは当該月内の土日祝日を除く日のことを指す。本原則以外の掲載期間適用となる月に関しては、仙台 CCI ウェブページ上にて、開始日・終了日を事前告知する。

【 広告の掲載料 】

第8条

前条に規定する期間に係る広告の掲載料は次のとおりとする。

【 掲載料（税込み） 】

仙台 CCI 会員：8,000円/月

非会員：10,000円/月

2. 第1項にかかわらず、会費の滞納等、仙台 CCI 会員としての条件不備がある場合、会員価格の適用及び、掲載可否は仙台 CCI にて別途判断する。

【 広告掲載希望者の募集 】

第9条

広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、仙台 CCI ウェブページ等で公募するものとする。

2. 仙台 CCI は申し込みを先着順で受け付ける。

3. バナー広告枠が埋まり次第、今後の空枠の先行販売を行う。販売枠数、販売開始時期等は、仙台 CCI で検討し、確定次第、仙台 CCI ウェブページ等で公募を行う。

【 広告掲載の申し込み 】

第10条

掲載希望者は仙台 CCI ウェブページに掲載されている所定のバナー広告掲載申込書(第1号様式)に必要な事項を記入し、次の必要物を添えて、原則、掲載開始希望日の1ヶ月前までに申し込むものとする。申し込み方法は、仙台 CCI 担当部署への郵送、FAX 送信、直接持参のいずれかとする。

【 必要物 】

- ・バナー広告掲載申込書
- ・バナー広告デザインデータ
- ・リンク先のトップページの写し

2. 広告案の原稿は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

【 広告掲載の決定 】

第11条

仙台 CCI は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2. 仙台 CCI は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、原則、掲載開始希望日の3週間前までに、掲載希望者に通知する。

3. 可否について疑義が生じた場合は、仙台 CCI において「バナー広告検討会議」を開催し、協議において決定する

【 広告掲載承諾書の提出と料金の払い込み 】

第12条

第9条の規定により広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載開始希望日の2週間前までに、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第2号様式)を仙台 CCI に提出し、仙台 CCI が指定する口座に広告掲載料を納付する。

【 広告内容、デザイン等の審査及び協議 】

第13条

広告の内容及びデザインについては、仙台 CCI 及び仙台 CCI ウェブページの信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と仙台 CCI が必ず協議することとする。

2. デザイン等広告表現に関する基準は、仙台 CCI が別に定める。

【 広告内容等の変更 】

第14条

仙台 CCI は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの規程等に抵触していると判断した

ときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができ、広告主はこの指示に従わなければならない。

2. 広告の内容等の変更は、広告主の負担で行うものとする。

【 広告掲載の取消し 】

第15条

仙台 CCI は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに書類の提出がないとき

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主に仙台 CCI の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき

(5) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき

(6) 広告主の廃業・倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

2. 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合も、納付済みの広告掲載料・広告掲載申込書・承諾書は返還しない。

【 広告掲載の取り下げ 】

第16条

広告主は自己の都合により、仙台 CCI ウェブページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2. 第1項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面（第3号様式）により仙台 CCI に申し出なければならない。

3. 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合も、納付済みの広告掲載料・広告掲載申込書・承諾書は返還しない。

【 掲載期間の延長 】

第17条

掲載期間内に、仙台 CCI の都合で仙台 CCI ウェブページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2. 広告主の責に帰さない理由により、仙台 CCI が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

【 広告掲載料の返還 】

第 18 条

仙台 CCI は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、且つ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2. 第 1 項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を仙台 CCI ウェブページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3. 第 2 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

【 広告主の責務 】

第 19 条

広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、仙台 CCI に対して保証するものとする。

3. 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

【 リンク先 】

第 20 条

広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更日から起算して 5 営業日前までに仙台 CCI に連絡するものとする。ここでいう営業日とは当該月内の土日祝日を除く日のことを指す。

【 損害賠償 】

第 21 条

広告掲載によって仙台 CCI の体面を傷つけた場合、仙台 CCI は広告主に損害賠償を請求することができる。

【 その他 】

第 22 条

本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 本規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。